

紙入札参加届

1 発注物件名（該当物件に○印を付す）

	令和8年度【釧路・上尾幌地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約
	令和8年度【鶴居・阿寒・白糠地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約
	令和8年度【標茶地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約
	令和8年度【弟子屈地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加をいたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様式第 6 号（第 4 条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長
藤本 達之 殿

様式第 5 号（第 4 条）

入 札 書 （ 第 1 号 ）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 藤本 達之 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし、第 1 号物件「令和 8 年度【釧路・上尾幌地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約」の代金
内訳書及び項目別単価は別紙のとおり。

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び仕様書を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記をすること。
- 2 金額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含めないこと。
- 3 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

別 紙 内訳及び項目別単価

入札金額の内訳

除雪ドーザは誘導者付賃貸借料。

入札物件番号：第 1 号

物件の名称：令和 8 年度【釧路・上尾幌地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約

品名		予定数量等	単位当たり賃料	金額（円）
除雪ドーザ（ホイール型 8t 級・マルチプラウ）		40 時間	円/時間	円
機械運搬 （大型車 10t クラス）	10km まで	2 回	円/回	円
	20km まで	2 回	円/回	円
	30km まで	2 回	円/回	円
計（入札金額）				円

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

様式第 5 号（第 4 条）

入 札 書 （ 第 2 号 ）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 藤本 達之 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし、

第 2 号物件「令和 8 年度【鶴居・阿寒・白糠地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約」の代金
内訳書及び項目別単価は別紙のとおり。

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び仕様書を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記をすること。
- 2 金額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含めないこと。
- 3 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

別 紙 内訳及び項目別単価

入札金額の内訳

除雪ドーザは誘導者付賃貸借料。

入札物件番号：第 2 号

物件の名称：令和 8 年度【鶴居・阿寒・白糠地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約

品名		予定数量等	単位当たり賃料	金額（円）
除雪ドーザ（ホイール型 8 t 級・マルチプラウ）		32 時間	円/時間	円
機械運搬 （大型車 10t クラス）	10km まで	2 回	円/回	円
	20km まで	2 回	円/回	円
	30km まで	2 回	円/回	円
計（入札金額）				円

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

様式第 5 号（第 4 条）

入 札 書 （ 第 3 号 ）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 藤本 達之 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし、第 3 号物件「令和 8 年度【標茶地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約」の代金
内訳書及び項目別単価は別紙のとおり。

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び仕様書を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記をすること。
- 2 金額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含めないこと。
- 3 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

別 紙 内訳及び項目別単価

入札金額の内訳

除雪ドーザは誘導者付賃貸借料。

入札物件番号：第 3 号

物件の名称：令和 8 年度【標茶地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約

品名		予定数量等	単位当たり賃料	金額（円）
除雪ドーザ（ホイール型 8t 級・マルチプラウ）		160 時間	円/時間	円
機械運搬 （大型車 10t クラス）	10km まで	2 回	円/回	円
	20km まで	6 回	円/回	円
	30km まで	4 回	円/回	円
	40km まで	2 回	円/回	円
計（入札金額）				円

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

様式第 5 号（第 4 条）

入 札 書 （ 第 4 号 ）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 藤本 達之 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし、第 4 号物件「令和 8 年度【弟子屈地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約」の代金

内訳書及び項目別単価は別紙のとおり。

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び仕様書を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記をすること。
- 2 金額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含めないこと。
- 3 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

別 紙 内訳及び項目別単価

入札金額の内訳

除雪ドーザ及びブルドーザについては、誘導者付賃貸借料。

入札物件番号：第 4 号

物件の名称：令和 8 年度【弟子屈地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約

品名		予定数量等	単位当たり賃料	金額（円）
除雪ドーザ（ホイール型 8t 級・マルチプラウ）		280 時間	円/時間	円
ブルドーザ（クローラ型 9t 級・排出ガス対策型）		8 時間	/時間	円
機械運搬 （大型車 10t クラス）	10km まで	2 回	円/回	円
	20km まで	4 回	円/回	円
	30km まで	14 回	円/回	円
	40km まで	2 回	円/回	円
計（入札金額）				円

※取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

令和 8 年度【釧路・上尾幌地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約書（案）

- 1 予定総契約金額 ￥ ■ -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ■ -）

2 契約金額等

品名		予定数量等	単位当たり賃料
除雪ドーザ（ホイール型 8t 級・マルチブ라우）		40 時間	■ 円/時間
機械運搬 （大型車 10t クラス）	10km まで	2 回	■ 円/回
	20km まで	2 回	■ 円/回
	30km まで	2 回	■ 円/回

- 除雪ドーザは誘導者付賃貸借料。
- 上記予定数量等は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。
- 各単位当たり賃料は消費税及び地方消費税相当額を含んでおらず、相当額は別途加算するものとする。

- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日
- 4 納入場所 釧路・上尾幌担当区部内一円
- 5 契約保証金 免除

上記契約について、賃借人 分任支出負担行為担当官 根釧西部森林管理署長 藤本 達之 と

賃貸人 ■ ■ ■ ■ との間において、次の条項により契約を締結し、その契約成立の証として本書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 ■ 年 ■ ■ 月 ■ ■ 日

賃借人（甲） 北海道釧路市千歳町6番11号
分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 藤本 達之

賃貸人（乙） ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■

令和 8 年度【鶴居・阿寒・白糠地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約書（案）

- 1 予定総契約金額 ¥ ■ -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ■ -）

2 契約金額等

品名		予定数量等	単位当たり賃料
除雪ドーザ（ホイール型 8t 級・マルチブ라우）		32 時間	■ 円/時間
機械運搬 （大型車 10t クラス）	10km まで	2 回	■ 円/回
	20km まで	2 回	■ 円/回
	30km まで	2 回	■ 円/回

- 除雪ドーザは誘導者付賃貸借料。
- 上記予定数量等は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。
- 各单位当たり賃料は消費税及び地方消費税相当額を含んでおらず、相当額は別途加算するものとする。

- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日
- 4 納入場所 鶴居・阿寒・白糠担当区部内一円
- 5 契約保証金 免除

 上記契約について、賃借人 分任支出負担行為担当官 根釧西部森林管理署長 藤本 達之 と

賃貸人 ■ ■ ■ ■との間において、次の条項により契約を締結し、その契約成立の証として本書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 ■年■ ■月■ ■日

賃借人（甲） 北海道釧路市千歳町6番11号
分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 藤本 達之

賃貸人（乙） ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■

令和 8 年度【標茶地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約書（案）

- 1 予定総契約金額 ￥ ■ -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ■ -）

2 契約金額等

品名		予定数量等	単位当たり賃料
除雪ドーザ（ホイール型 8t 級・マルチブラウ）		160 時間	■ 円/時間
機械運搬 （大型車 10t クラス）	10km まで	2 回	■ 円/回
	20km まで	6 回	■ 円/回
	30km まで	4 回	■ 円/回
	40km まで	2 回	■ 円/回

- 除雪ドーザは誘導者付賃貸借料。
- 上記予定数量等は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。
- 各単位当たり賃料は消費税及び地方消費税相当額を含んでおらず、相当額は別途加算するものとする。

- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日
- 4 納入場所 標茶・真竜担当区部内一円 （※標茶担当区部内「虹別地区」を除く）
- 5 契約保証金 免除

上記契約について、賃借人 分任支出負担行為担当官 根釧西部森林管理署長 藤本 達之 と
賃貸人 ■ ■ ■ ■との間において、次の条項により契約を締結し、その契約成立の証として本書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日

賃借人（甲） 北海道釧路市千歳町6番11号
分任支出負担行為担当官
根釧西部森林管理署長 藤本 達之

賃貸人（乙） ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■

令和 8 年度【弟子屈地区】林道除雪用建設機械賃貸借単価契約書（案）

- 1 予定総契約金額 ￥ ■ -
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ■ -）

2 契約金額等

品名		予定数量等	単位当たり賃料
除雪ドーザ（ホイール型 8t 級・マルチブラウ）		280 時間	■ 円/時間
ブルドーザ（クローラ型 9t 級・排出ガス対策型）		8 時間	■ 円/時間
機械運搬 (大型車 10t クラス)	10km まで	2 回	■ 円/回
	20km まで	4 回	■ 円/回
	30km まで	14 回	■ 円/回
	40km まで	2 回	■ 円/回

- 除雪ドーザ及びブルドーザは誘導者付賃貸借料。
- 上記予定数量等は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。
- 各単位当たり賃料は消費税及び地方消費税相当額を含んでおらず、相当額は別途加算するものとする。

- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日
- 4 納入場所 弟子屈・美留和・屈斜路・川湯・御卒別担当区部内一円
（※標茶担当区部内「虹別地区」を含む）
- 5 契約保証金 免除

上記契約について、賃借人 分任支出負担行為担当官 根釧西部森林管理署長 藤本 達之 と

賃貸人 ■ ■ ■ ■ との間において、次の条項により契約を締結し、その契約成立の証として本書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日

賃借人（甲）

北海道釧路市千歳町6番11号

分任支出負担行為担当官

根釧西部森林管理署長 藤本 達之

賃貸人（乙）

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

■ ■ ■ ■

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 賃借人（以下「甲」という。）及び貸貸人（以下「乙」という。）は、この契約条項に従い、日本国の法律を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 貸貸人は、この契約書に基づき、頭書の期間、輸送及び運転員付機械を賃借人に賃貸するものとする。
- 3 貸貸人の運転員等は、この作業において貸貸人に代り一切の責任を負うものとする。

(代金)

- 第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて算出した額である。
- 2 本契約に基づいて、賃借人が貸貸人に支払う代金は、1時間当たりの稼働単価及び1回当たりの輸送単価に下記3項に規定する確認時間及び輸送回数をもって確認するものとする。
- 3 貸貸人は、作業に従事した時間及び輸送について、その都度監督職員から確認を受けるものとし、監督職員が作成する「機械稼働及び輸送確認票」をもって確認するものとする。
- 4 契約業務の借入期間は、仕様書のとおりとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。
- 3 第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(再委託)

- 第4条 乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、本契約の請負者（以下「請負者」という。）は、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。
- なお、請負者は甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託を受ける者が更に再委託する場合についても同様に甲から承認を受けなければならない。
- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する書面を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 8 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。
- 9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から第6項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第6条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（機械の輸送）

第7条 作業に使用する機械の輸送費は、往路については作業現場のある最寄りの拠点から作業着手地点までとし、復路については作業終了現場からその最寄りの拠点までとする。

（監督）

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（履行完了等の届出）

第9条 乙は、仕様書に定めるところに従い、仕様書に定める範囲の業務を終了する都度、仕様書に定める期限までに書面をもって甲に届け出るものとする。

（検査）

第10条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により通知又は届け出を受けた日から起算して10日以内に、甲の指示に基づき乙の立会いを求

めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合、速やかに乙に対してその結果を通知するものとする。

なお、前条の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

- 3 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

- 4 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。

- 5 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

- 6 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(代金の支払)

第11条 乙は、第13条の検査に合格したときは、甲が契約物品を使用した月の翌月に、当該月にかかる月額代金を甲に書面（以下「請求書」という。）をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項の適法な請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に月額代金を乙に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

- 3 甲が第10条第1項に定める期間内に可否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から可否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 設置された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがない

ことが明らかであるとき。

- 3 甲は、第1項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が第1項に規定する甲の請求に応じない場合、第16条第1項の規定により、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第21条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 4 甲は、第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第25条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 6 第1項の規定に基づく契約物品の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 7 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。
- 8 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(契約の変更)

- 第14条 甲は、契約物品の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、設置期限、設置場所、契約期間、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、設置期限、契約期間を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第15条 甲、乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の催告による解除権)

- 第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 乙が設置期限（第14条第1項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約業務を実施しなかったとき又は設置できないことが客観的に明らかなとき。
 - 二 第13条第3項に該当するとき。
 - 三 前二号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - 四 この契約の履行に関し、乙若しくはその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない

とき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

六 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項及び第2項に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

（甲の責めに帰すべき事由による場合）

第18条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の任意解除権）

第19条 甲は、第16条又は第17条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第20条 甲は、第13条第4項に規定する場合のほか、乙がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（違約金）

第21条 乙は、第16条又は第17条の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する金額の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による違約金のほかに、第13条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（乙の解除権）

第 22 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項に規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

（支払代金の相殺）

第 23 条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 24 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙、乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は 同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙、乙の代理人（乙、乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙、乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 25 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙、乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙、乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙、乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙、乙の代理人（乙、乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

二 前号の納付命令又は審決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出していると

き。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第28条 乙は、第26条の各号及び第27条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が「下請負人等が解除対象者であること」を知らながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第30条 甲は、26条、第27条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が 26 条、第 27 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 31 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第 32 条 甲、乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第 33 条 この契約に関する訴えは、釧路地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

仕 様 書

機械の賃貸借契約については、契約書によるほか、この仕様書に定めるところによる。

- 1 本契約に基づき、機械を稼働させようとする場合は、監督職員の指示により稼働しなければならない。
- 2 賃貸人は、監督職員に対して、機械名、機械番号等を通知しなければならない。なお、通知済みの機械を変更する場合も同様とする。
- 3 賃貸人は、機械の稼働については細心の注意を払い、安全及び効率的な作業に努めなければならない。なお、稼働中に事故が発生した場合は速やかに監督職員に通知するものとする。
- 4 機械の稼働時間は、原則として 8 時から 17 時までとする。ただし、監督職員の指示により変更する場合はこの限りでない。
- 5 賃貸人は、各日の作業開始及び終了時にアワーメーター及び現地状況写真の撮影を行い、別紙「運転時間管理票・集計表」を作成し、監督職員に提出すること。
- 6 賃貸借料は、「運転時間確認票・集計表」の運転時間累計に契約単価を乗じて得た金額とする。この場合、運転時間累計（毎月末をもって精算する場合は、月別の運転累計）に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間に切り上げ、30 分未満は切り捨てるものとする。
- 7 除雪作業に伴う機械の誘導員の配置は、賃貸人の責任において行うこと。
- 8 既設工作物あるいは立木等には損傷を与えないように留意すること。
- 9 拠点から現地まで自走した場合は、運転時間に含めるものとする。
- 10 運搬拠点は、釧路流域にあっては釧路国道と釧路市役所前交点、上尾幌流域にあっては JR 上尾幌駅前交点、鶴居流域にあっては JA くしろ丹頂 A コーブ鶴居店前の交点、阿寒流域にあっては阿寒町北町 2 丁目交点、標茶流域にあっては JR 標茶駅前通と摩周国道の交点、茶路川流域にあっては釧路国道と白糠国道の交点、庶路川流域にあっては釧路国道と道道庶路線の交点、弟子屈流域にあっては弟子屈郵便局前とする。
- 11 その他必要な事項については、監督職員の指示によるものとする。